

業務及び財産の状況に関する説明書

[令和2年12月期]

この説明書は、金融商品取引法第46条の4に基づき、全ての営業所又は事務所に備え置き、公衆の縦覧に供するために作成したものであります。

アヴァトレード・ジャパン株式会社

I 当社の概況及び組織に関する事項

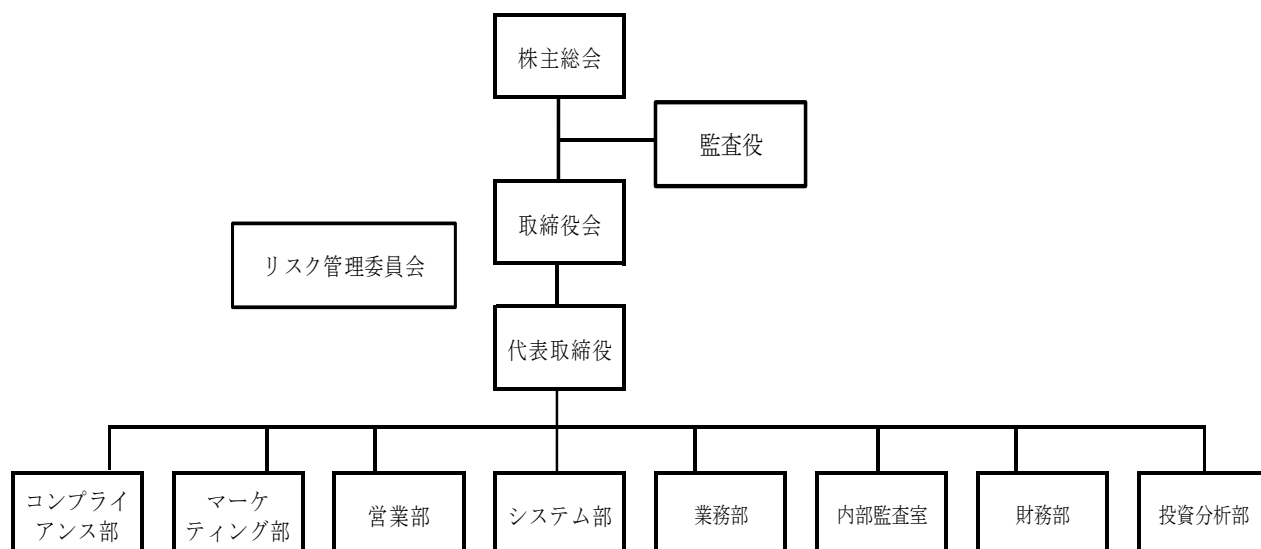
1. 商号 アヴァトレード・ジャパン株式会社（平成 23 年 7 月 1 日に商号変更）
2. 登録年月日 平成 19 年 9 月 30 日
（登録番号） （関東財務局長（金商）第 1662 号）
3. 沿革及び経営の組織

(1) 沿革

年 月	概 要
平成 19 年 3 月	エーアールティー株式会社（旧社名）設立 資本金 7,250 万円
平成 19 年 9 月	金融商品取引業の登録（関東財務局長（金先）第 1662 号）
平成 19 年 9 月	金融先物取引業協会 加入
平成 21 年 5 月	資本金を 7,550 万円に増資
平成 22 年 5 月	資本金を 7,750 万円に増資
平成 22 年 7 月	Ava Trade Ltd. へ当社株式（95%相当）が譲渡され連結子会社となる
平成 22 年 8 月	資本金を 9,888 万円に増資
平成 22 年 9 月	本店移転 東京都港区六本木七丁目 5 番 7 号（旧住所） 東京都港区赤坂二丁目 18 番 1 号（新住所）
平成 22 年 12 月	資本金を 14,887 万円に増資
平成 23 年 1 月	経済産業省・農林水産省より商品先物取引業の許可
平成 23 年 2 月	商品先物 CFD の提供開始 商品先物取引業協会 加入
平成 23 年 8 月	資本金を 17,839 万円に増資
平成 23 年 7 月	資本金を 22,839 万円に増資 「アヴァトレード・ジャパン株式会社」に社名変更 店頭外国為替証拠金取引「Ava トレーダー」の提供開始 店頭外国為替証拠金取引「ミラートレーダー」の提供開始
平成 23 年 10 月	資本金を 10,000 万円に減資 店頭外国為替証拠金取引「メタトレーダー 4」の提供開始
平成 25 年 7 月	クイック入金サービスの提供開始

平成 25 年 8 月	東京弁護士会、第一東京弁護士会及び第二東京弁護士会（東京第三弁護士会）と金融 ADR に係る協定を締結
平成 25 年 8 月	自動売買サービス「Fons Neo」の開始
平成 25 年 9 月	投資助言代理業登録
平成 26 年 2 月	商品先物取引業を廃業 商品先物取引業協会 退会
平成 26 年 5 月	Ava Trade Ltd. の 100% 連結子会社となる
平成 26 年 9 月	自動売買サービス「シストレ闇魔帳」の開始
平成 27 年 8 月	自動売買サービス「Victory EA」の開始
平成 28 年 3 月	日本投資顧問業協会 加入
平成 29 年 8 月	仮想通貨事業者協会 加入
平成 30 年 1 月	仮想通貨差金決済取引専門の 100% 子会社クリプトエックス株式会社設立とサービス開始
平成 30 年 2 月	自動売買サービス「Dupli Trade」の開始
平成 30 年 6 月	Ava Trade ACT と Tradency Mirror Trader のサービス中止
令和元年 9 月	店頭外国為替証拠金取引「メタトレーダー 5」の提供開始

(2) 経営の組織



4. 株式の保有数の上位 10 位までの株主の氏名又は名称並びにその株式の保有数及び総株主等の議決権に占める当該株式に係る議決権の数の割合

氏名又は名称	保有株式数（株）	議決権数の割合（％）
Ava Trade Ltd.	15,000	100
計 1 人	15,000	100

5. 役員の名又は名称

役職名	氏名又は名称	代表権の有無	常勤・非常勤の別
代表取締役	丹羽 広	有	常勤
取締役	ネグブ・シュケル・ナツキ	無	非常勤
取締役	モラン・シュケル・ナツキ	無	非常勤
監査役	荒川 和也	無	非常勤

6. 政令で定める使用人の氏名

- (1) 金融商品取引業に関し、法令等（法令、法令に基づく行政官庁の処分又は定数その他の規則をいう。）を遵守させるための指導に関する業務を統括する者（部長、次長、課長その他いかなる名称を有する者であるかどうかを問わず、当該業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）の氏名

氏 名	役 職 名
博多 一恭	コンプライアンス本部長

- (2) 投資助言業務（金融商品取引法（この項において以下「法」という。）第 28 条第 6 項に規定する投資助言業務をいう。）又は投資運用業（同条第 4 項に規定する投資運用業をいう。）に関し、助言又は運用（その指図も含む。）を行う部門を統括する者（金融商品の価値等（法第 2 条第 8 項第 11 号ロに規定する金融商品の価値等をいう。）の分析に基づく投資判断を行う者を含む。）の氏名

氏 名	役 職 名
山口 英樹	投資分析部長

7. 業務の種類別

- (1) 第1種金融商品取引業（法第28条第1項第2号に掲げる行為に係る業務）
- (2) 有価証券管理等管理業務
- (3) 投資助言・代理業（法第2条第8項第11号に掲げる行為または業務）

8. 高速取引に関する事項

該当はございません

9. 本店その他の営業所の名称及び所在地

名 称	所 在 地
本 店	東京都港区赤坂 2-18-1 赤坂ヒルサイドビル 4階

10. 他に行っている事業

該当はございません。

11. 苦情処理及び紛争解決の体制

(1) 手続実施基本契約を締結する指定紛争解決機関の商号又は名称

① 第一種金融商品取引業に関する苦情処理措置及び紛争解決措置

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
(一般社団法人 金融先物取引業協会が業務委託しております)

② 投資助言・代理業に関する苦情処理措置及び紛争解決措置

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
(一般社団法人 金融先物取引業協会が業務委託しております)

(2) 業務に関する苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

弊社では苦情等への対処に関しては、「苦情・紛争処理規程」に基づきコンプライアンス部を受付の担当部署としております。苦情等の対応については、コンプライアンス部を中心に各部署営業単位の所属長等と協力してその解決に努め、適切な処置を講じるものとします。コンプライアンス部長は、苦情等の発生、処理状況、対策等について適宜、各部署の所属長又は取締役会に報告するものとし、重要案件については、速やかにリスク管理委員会に報告するものとします。また、コンプライアンス部長は、苦情等の報告に基づき、少なくとも①関係者、②経緯（発見の時期、端緒、その後の経緯）、③苦情等の性質及び内容（苦情等の性質、苦情等の金額）、④損害又は賠償額（会社が負担すべき金額、見積り、社内処理の方法）、⑤求償又は回収見込み（求償相手方、方法等）について調査し、原因及び責任の所在を明確にするものとします。

(3) 対象事業者となる認定投資者保護団体の名称

該当はございません

12. 加入する金融商品取引業協会及び対象事業者となる認定投資者保護団体の名称

(1) 加盟する金融商品取引業協会

一般社団法人 金融先物取引業協会 一般社団法人 日本投資顧問業協会

(2) 対象事業者となる認定投資保護団体

該当はございません

13. 会員又は取引参加者となる金融商品取引所の名称又は商号

該当はございません

14. 業務に関する苦情処理措置及び紛争解決措置の内容（令和2年12月31日現在）

社団法人金融先物取引業協会の規定及び、特定非営利法人証券・金融あっせん相談センター（FINMAC）の規定に従い苦情及び紛争の解決を行います。

II 業務の状況に関する事項

1. 当期の業務の概要

今期は最終的に営業損失が△40,488（千円）、当期純損失が△40,495（千円）となりました。3月のコロナショック（逆オイルショック）による一時的な相場のボラティリティ復活により投資家の動きが活発化する局面もありましたが、その他の期間においては、株式や金、原油など、その他のアセットクラスと比べると外国為替相場は安定しておりました。当社の主力商品であるメタクウォーツ社提供のプラットフォーム Meta Trade4（MT4）については、昨年までに順次スプレッドを改善してきていたこともあり、売上の増加を達成することは出来ずに至っています。一方、昨年末に稼働させた同社提供の最新プラットフォーム Meta Trade5（MT5）については、MT4とは異なり、ある程度、国内業界の低スプレッド競争に伍する商品設計で臨みましたが、こちらもまた更なるスプレッド競争が進展するなかで、出だしは苦戦しました。しかしながら、オンラインマーケティングの抜本的整備、プロトレーダーの眼鏡にかなった安定性と信頼性の高いレート配信が徐々に浸透し、大口トレーダーが流入しはじめ、今後の業績改善の鍵を握る存在になってきています。さらに、当社のエッジとも言える選択型自動売買については、自動売買プログラム等の好不調に当社の売上は大きく左右される構造に変わりはありませんが、兄弟会社運営の DupliTrade、当社独自運営の Amma とともに、より優れた自動売買プログラムを提供、発掘に一層の尽力をしています。なお、自動売買プログラム等に関しましては導入前後それぞれ、当社の審査規程を厳格に適用し、投資分析者による審査を行っています。

2. 業務の状況を示す指標

(1) 経営成績等の推移

（単位：千円）

	第13期 平成30年12月期	第14期 令和元年12月期	第15期 令和2年12月期
営業収益（損失）	▲29,322	▲29,153	▲40,488
経常利益（損失）	▲29,051	▲28,867	▲40,205
当期純利益（損失）	▲29,051	▲27,996	▲40,495
資本金	100,000	100,000	100,000
発行済株式総数	15,000株	15,000株	15,000株

(2) 内訳

(単位：千円)

	第 13 期 平成 30 年 12 月期	第 14 期 令和元年 12 月期	第 15 期 令和 2 年 12 月期
受入手数料	98,002	66,001	68,962
外国為替取引損益	97,754	65,754	68,679
その他	248	247	283

(3) トレーディング損益その他の自己取引に係る損益の内訳

該当事項はありません

(4) 株式の売買高およびその受託の取扱高

該当事項はありません

(5) 国債証券、社債券、株券および投資信託の受益証券の引受高、売出高および募集、売出または
私募の取扱高

該当事項はありません

(6) その他の業務の状況

該当事項はありません

3. 自己資本比率の状況

(単位：百万円)

	第13期 平成30年 12月期	第14期 令和元年 12月期	第15期 令和2年 12月期
固定化されていない自己資本 (A)	273	245	146
リスク相当額 (B)	36	26	25
市場リスク相当額 (C)	0	0	0
取引先リスク相当額 (D)	7	1	0
基礎的リスク相当額 (E)	28	24	24
自己資本規制比率 (A) / (B) ×100	698.6%	755.1%	574.3%

4. 使用人の総数及び外務員の総数

(単位：名)

	第13期 平成30年12月期	第14期 令和元年12月期	第15期 令和2年12月期
使用人の総数	6名	5名	6名
(うち外務員)	5名	4名	6名

Ⅲ 財産の状況に関する事項

1. 経理の状況

(1) 貸借対照表

(単位：千円)

科 目	令和元年 12月31日	令和2年 12月31日	科 目	令和元年 12月31日	令和2年 12月31日
(資産の部)			(負債の部)		
流動資産	1,045,972	965,224	流動負債	804,668	764,235
現金・預金	101,718	45,801	関係会社未払金	32,848	10,091
預託金	900,000	865,000	未払費用	3,007	4,272
立替金	0	0	未払法人税等	290	290
前払費用	1,057	1,091	預り金	768,522	749,580
未収入金	200	100	負債合計	804,668	764,235
仮払金	42,995	53,323	(純資産の部)		
未収還付法人税等	0	0	株主資本	245,754	205,258
訴訟損失引当金	△1,160	0	資本金	100,000	100,000
固定資産	4,451	4,269	資本剰余金	200,890	200,890
有形固定資産	82	1	資本準備金	72,498	72,498
工具器具備品	41	1	その他資本剰余金	128,392	128,391
一括償却資産	41	0	利益剰余金	△55,135	△95,631
無形固定資産	166	66	その他利益剰余金	△55,135	△95,631
ソフトウェア	166	66	繰越利益剰余金	△55,135	△95,631
投資その他の資産	4,202	4,202			
敷金	2,102	2,102			
差入保証金	100	100			
預託金	2,000	2,000	純資産合計	245,754	205,258
資産合計	1,050,423	969,494	負債・資産合計	1,050,423	969,494

(2) 損益計算書

(単位：千円)

科 目	令和元年12月31日	令和2年12月31日
営業収益	66,001	68,962
受入手数料	66,001	68,962
純営業収益	66,001	68,962
販売費・一般管理費	95,114	109,451
取引関係費	29,985	51,121
人件費	50,232	43,026
不動産関係費	6,007	6,039
事務費	0	0
減価償却費	182	182
租税公課	48	37
貸倒引当金繰入額	0	0
その他	8,658	8,306
営業利益	△29,153	△40,488
営業外収益	285	283
営業外費用	0	0
経常利益	△28,867	△40,205
特別利益	0	0
特別損失	△1,160	0
税引前当期純利益	△27,706	△40,205
法人税、住民税及び事業税	290	290
法人税等調整額	0	0
当期純利益	△27,996	△40,495

(3) 株主資本等変動計算書

令和元年12月期

(単位：千円)

	株主資本									評価・換算差額等				新株 予約 権	純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自 己 株 式	株主資 本合計	その他 有価証 券評価 差額金	繰 越 ヘ ッ ジ 損 益	土地 再評 価差 額金	評価・ 換算差 額等合 計		
		資本準 備金	その他 資本剰 余金	資本剰 余金合 計	利益準 備金	その他利益剰余金 積立金	繰越利 益剰余 金								
当期首残高	100,000	72,498	128,392	200,890	0	0	△27,138	△27,138	0	273,751	0	0	0	0	273,751
当期変動額															
新株の発行	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
剰余金の配当	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当期純利損失	0	0	0	0	0	0	△27,996	△27,996	0	△27,996	0	0	0	0	△27,996
自己株式の処分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
株主資本以外の項 目の当期変動額 (純額)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当期変動額合計	0	0	0	0	0	0	△27,996	△27,996	0	△27,996	0	0	0	0	△27,996
当期末残高	100,000	72,498	128,392	200,890	0	0	△55,135	△55,135	0	245,754	0	0	0	0	245,754

(3) 株主資本等変動計算書

令和2年12月期

(単位：千円)

	株主資本									評価・換算差額等				新株 予約 権	純資産 合計	
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自 己 株 式	株主資 本合計	その他 有価証 券評価 差額金	繰 越 ヘ ッ ジ 損 益	土地 再評 価差 額金	評価・ 換算差 額等合 計			
		資本準 備金	その他 資本剰 余金	資本剰 余金合 計	利益準 備金	その他利益剰余金 積立金	繰越利 益剰余 金									利益剰 余金合 計
当期首残高	100,000	72,498	128,392	200,890	0	0	△55,135	△27,138	0	245,754	0	0	0	0	0	245,754
当期変動額																
新株の発行	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
剰余金の配当	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当期純利損失	0	0	0	0	0	0	△40,495	△27,996	0	△40,495	0	0	0	0	0	△40,495
自己株式の処分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
株主資本以外の項 目の当期変動額 (純額)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当期変動額合計	0	0	0	0	0	0	△40,495	△27,996	0	△40,495	0	0	0	0	0	△40,495
当期末残高	100,000	72,498	128,392	200,890	0	0	△95,631	△95,631	0	205,258	0	0	0	0	0	205,258

(4) 附属明細表

1. 有価証券明細表

(該当事項なし)

2. 有形固定資産等明細等明細表

(単位：千円)

資産の種類 (区分)	当期首 残 高	当 期 増加額	当 期 減少額	当期末 残 高	減価償却		差 引 当期末 残 高
					累計額又 は償却累 計額	当 期 償却額	
工具器具備品 (有形固定資産)	41	—	41	0	—	41	0
一括償却資産 (有形固定資産)	41	—	41	0	—	41	0
有形固定資産計	82	—	82	0	—	82	0
ソフトウェア (無形固定資産)	166	—	100	66	—	100	66
無形固定資産計	166	—	100	66	—	100	66

3. 社債明細表

(該当事項なし)

4. 借入金等明細表

(該当事項なし)

5. 引当金明細表

(単位：千円)

区分	当期首残高	当期増加額	当期減少額 (目的使用)	当期減少額	当期末残高
訴訟損失引当金	0	—	—	—	0

(5) 個別注記表

[重要な会社方針に係る事項に関する注記]

1. 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産：定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

工具器具備品 2～20年

(2)無形固定資産： ソフトウェアは定額法を採用しており、耐用年数5年間で償却しております。

2. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1)消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。

(2)会計方針の変更等 (該当事項なし)

(3)貸借対照表に関する注記

①担保に供されている有価証券その他の資産及び担保として預託を受けている有価証券その他の資産の評価 (該当事項なし)

②偶発債務（債務の保証（債務の保証と同様の効果を有するものを含む。）、係争事件に係る賠償債務その他現実に発生していない債務で、将来において会社の負担となる可能性のあるものをいう。）の内容及び金額 (該当事項なし)

③関係会社に対する資産及び負債の内容及び金額

関係会社に対する金銭債務 10,091 千円

④その他貸借対照表により会社の財産の状態を正確に判断するために必要な事項

(該当事項なし)

(4)損益計算書に関する注記

①受入手数料の内訳

店頭外国為替証拠金取引が 68,962 千円（投資助言報酬 7,127 千円が含まれております）

②トレーディング損益の内訳 (該当事項なし)

③金融収益及び金融費用の内訳

金融収益 283 千円 信託銀行における運用利息

金融費用 (該当事項なし)

④販売費・一般管理費の内訳

(単位：円)

科 目	金 額
役員報酬	12,840,012
給与手当	24,854,286
賞 与	0
法定福利費	5,103,751
福利厚生費	228,887
研修費	25,080
広告宣伝費	31,430,247
接待交際費	737,364
会議費	66,398
旅費交通費	1,272,344
通信費	1,699,818
販売促進費	4,332,965
消耗品費	445,986
水道光熱費	496,244
諸会費	2,361,851
支払手数料	4,309,285
リース料	149,040
地代家賃	3,468,960
共益費	2,074,512
租税公課	37,353
支払報酬料	3,216,950
減価償却費	182,097
雑 費	70,433
IT Charge	10,047,848
保 守	0
販売費及び一般管理費合計	109,451,711

⑤その他損益計算書により会社の損益の状態を正確に判断するために必要な事項

(該当事項なし)

(5)有価証券に関する注記

(該当事項なし)

(6)デリバティブ取引に関する注記 (該当事項なし)

(7)デリバティブ取引に関する注記 (該当事項なし)

(8)1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	13,683円92銭
1株当たり当期純損失	2,699円72銭

(9)重要な後発事業に関する注記 (該当事項なし)

(10)株主資本等変動計算書に関する注記

当該事業年度の末日における株式の総数	普通株式	15,000株
--------------------	------	---------

IV 内部管理状況に関する事項

1. 内部管理の状況の概要

(1)内部管理の状況

当社では、「コンプライアンス・マニュアル」、「リスク管理規程」、「組織規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」、「利益相反管理方針」、「苦情紛争処理規程」を中心に各種規程が整備され、隔週水曜日に代表取締役、コンプライアンス本部長、内部監査室長、コンプライアンス部長、システム部長、当社顧問である井谷行政書士が参加するコンプライアンス・ミーティングを実施しております。このコンプライアンス・ミーティングにおいて内部管理上の課題について情報共有し、対応策を決定しております。また内部監査室は、年次監査計画を作成し、内部監査規程に基づき内部監査を実施、内部統制システムの充実に努めております。役職員全員が参加するミーティングも適宜、開催しており、業務改善の手がかりとなる情報共有を行いつつ、役職員は自らの責任と権限において適正に業務を遂行しております。

(2)お客様からの苦情等

お客様からの相談及び苦情につきましては、営業部、コンプライアンス部において誠実に対応しております。当社に対するお客様のご意見、ご相談又は苦情につきましては、以下の問い合わせ窓口を設置しております。

【お問い合わせ窓口】

当社ではお客様のサポートを行う専門部署を設置し、お客様からのお問い合わせやご相談に適切に対応してまいります。また重要な事柄につきましては、直接コンプライアンス部が対応いたします。

■ アヴァトレード・ジャパン株式会社 コンプライアンス部

Eメール：compliance@avatrade.co.jp

電話番号 03-4577-8902 受付時間 9:00～18:00（※土・日・祝日を除く）

■ 苦情相談窓口

当社では、苦情ご相談窓口を開設しております。

お取引の上で、苦情やご相談等がございましたら下記の窓口までご相談ください。

■ アヴァトレード・ジャパン株式会社 コンプライアンス部

Eメール：compliance@avatrade.co.jp

電話番号 03-4577-8902 受付時間 9:00～18:00（※土・日・祝日を除く）